

(令和2年12月24日 庁議)

部等名	福祉保健部
-----	-------

件名	「山梨県国民健康保険運営方針」の改定について（協議）
経緯	<ul style="list-style-type: none">○ 国民健康保険法第82条の2第1項の規定に基づき、国民健康保険の運営に関する県内の統一的な方針として、「山梨県国民健康保険運営方針」を平成29年9月に制定した。○ 本運営方針は3年毎に見直しを行うこととしており、現行の運営方針に基づく取り組みの検証や国民健康保険を取り巻く状況等を踏まえながら、必要な改定を行うこととした。○ 改定のポイント<ul style="list-style-type: none">・医療費適正化に向けた取り組みの更なる推進・市町村の保険料（税）水準の統一を段階的に推進○ 改定にあたっては、山梨県国民健康保険運営協議会（今井久会長）における審議、市町村からの意見聴取を行ったうえで、パブリックコメントにより県民意見を募集した。 (パブリックコメント結果)<ul style="list-style-type: none">・募集期間 令和2年11月16日（月）～30日（月）（14日間）・募集結果 意見件数17件（2者）・意見への対応 その他17件○ 令和2年12月16日（水）山梨県国民健康保険運営協議会から改正内容は適當である旨の答申がされる。
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 「山梨県国民健康保険運営方針」を別添のとおり改定し、県民に公表する。

山梨県国民健康保険運営方針 改定の概要

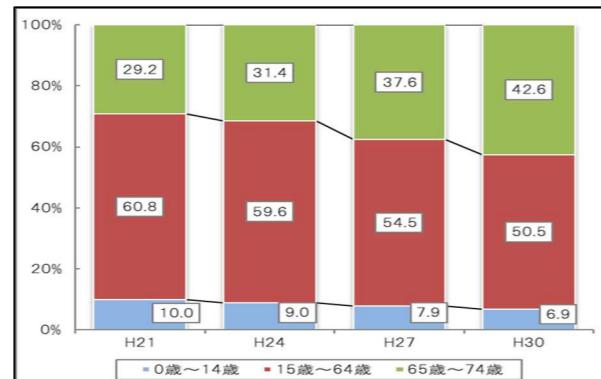
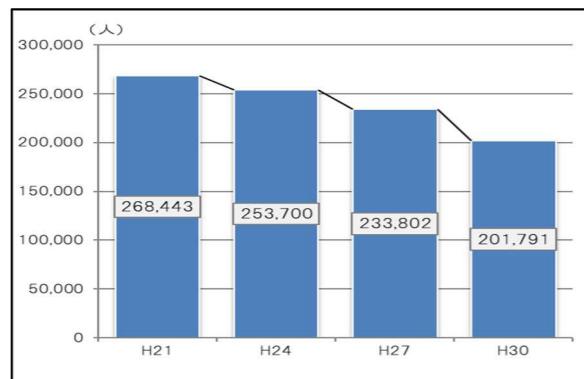
改定の経緯

- ・国民健康保険の制度改正により、平成30年度から都道府県も国民健康保険の保険者となり、市町村とともに運営を担うこととなった。
- ・都道府県、市町村が共通認識の下、国民健康保険を運営するための方針として、H29年9月に「国民健康保険運営方針」を策定
- ・本方針は、3年ごとに見直しを行うこととしており、状況の分析などを踏まえ、今回見直しを行うもの

国民健康保険の現状・今後の見込み

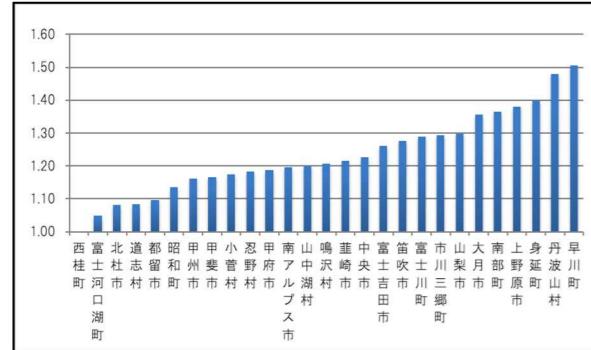
■被保険者数、年齢構成の現状

- ・被保険者数は、10年前と比較し、25%程度減少
- ・被保険者数が減少する中で、65歳以上74歳以下の前期高齢者の割合が増加（ともに全国と同傾向）



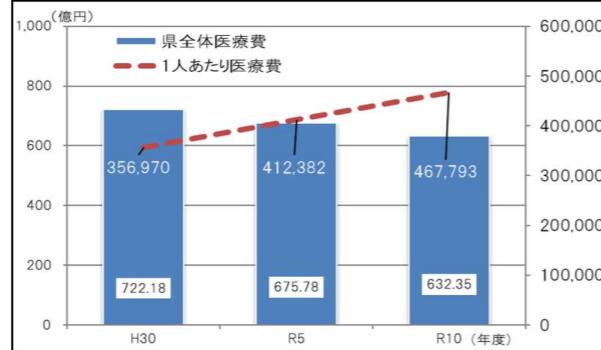
■1人当たり医療費の格差(H30年度)

- ・西桂町：295,653円 早川町：445,141円 1.51倍
- ・H27：2.16倍 → H30：1.51倍



■今後の医療費の見込み

- ・被保険者の減少を背景に総額としては減少
- ・高齢化等に伴い1人当たり医療費は増加



保険料(税)水準の統一に向けた背景

- ・国民健康保険の財政運営が県単位となつたことから、同一の所得、同一の世帯構成であれば、県内どこに住んでいても保険料(税)水準は同程度となることが、負担の公平性の観点から望ましい。
- ・国の「国保運営方針策定要領」において、「将来的には、都道府県での保険料(税)水準の統一を目指す」と新たに記載
- ・保険者努力支援制度において、保険料(税)水準の統一化に向けた取組を新たに評価指標に設定

改正のポイント① 医療費適正化を一層進めることが必要

改定のポイント① 医療費適正化に向けた具体的な取組

1 特定保健指導の効果的な実施等

レセプトや健診情報等のデータ分析に基づく効果的な特定保健指導の充実や歯周疾患検診の受診勧奨

2 後発医薬品の普及促進

後発医薬品差額通知の送付や特定健診時での周知など、あらゆる機会を通じて、使用を一層促進

(※使用割合 H28年3月：55.3% 全国46位 → H31年3月：73.9% 全国44位)

3 糖尿病性腎症の重症化予防

「山梨県糖尿病性腎症重症化予防プログラム(H30年10月)」に基づき、保険者とかかりつけ医が連携した保健指導を行い、人工透析への移行を防止

4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

国民健康保険の保健事業と介護保険の地域支援事業の一体的な取組を推進

改定のポイント② 保険料(税)水準の統一に向けた具体的な取組

1 賦課方式

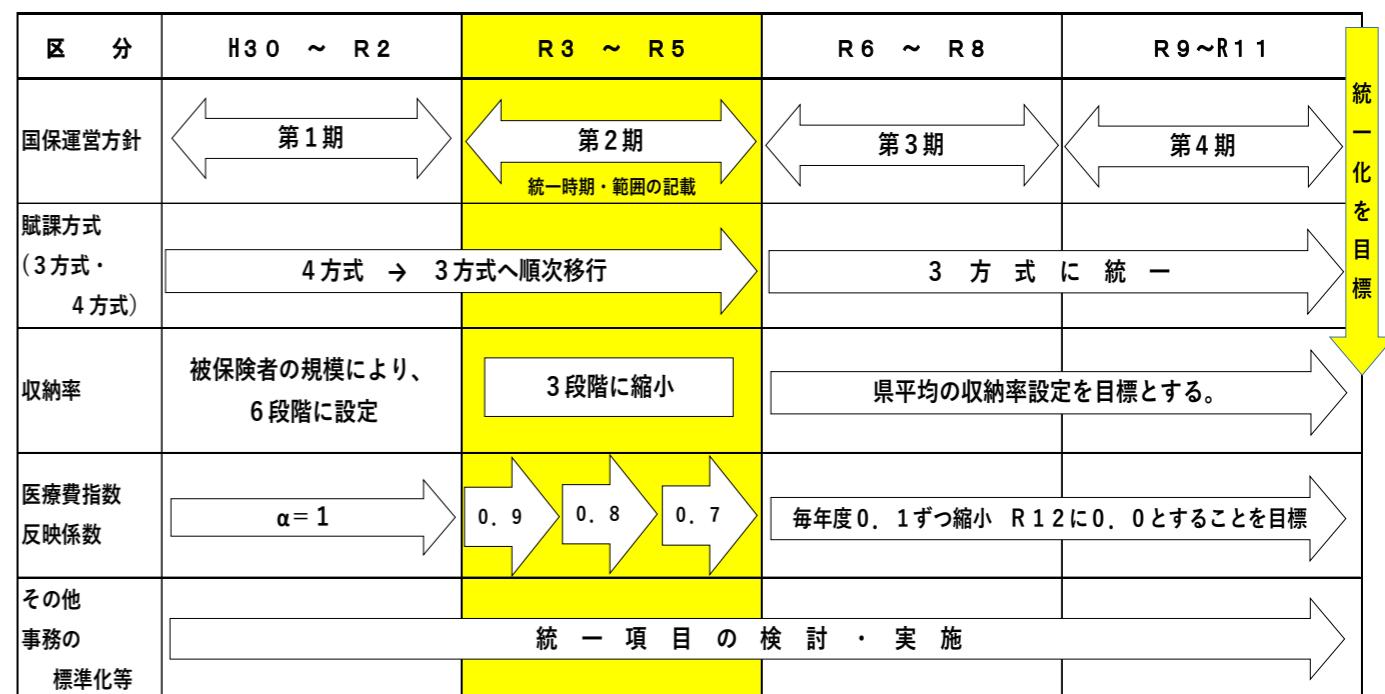
令和5年度までに全市町村が3方式(所得割、均等割、平等割)に移行し、全県で統一される予定

2 標準的な収納率の設定

収納率向上、市町村間格差が縮小していることから、保険者の規模設定を現行の6段階から3段階に改正(※収納率 H26：収納率平均 92.13% 格差 11.7P → H30：収納率平均 95.01% 格差 7.6P)

3 医療費指数反映係数

現行1.0の係数をR3年度から0.1ずつ縮減し、10年後のR12年度に0とすることを目標とする。



■次期運営方針改定時(令和5年度)に取組の進捗状況を確認し、目標時期等の検証を行う。

改正のポイント② 保険料(税)水準の統一を進めることが必要